

第七回
国会

参議院地方行政・大蔵・文部連合委員会會議録第一号

昭和二十五年四月三十日(日曜日)午前
十時二十六分開会

委員氏名

委員長 岡本 愛祐君

理事 吉川末次郎君 理事 堀 末治君

理事 岩本 哲夫君

理事 三木 治朗君

理事 山田 佐一君

理事 木内キヤウ君

理事 西郷吉之助君

理事 鈴木 直人君

理事 濱田 寅藏君

大蔵委員

委員長 木内 四郎君

理事 波多野 鼎君 理事 黒田 英雄君

理事 伊藤 保平君 理事 九鬼紋十郎君

理事 天田 勝正君 理事 森下 政一君

理事 玉屋 喜章君 理事 西川甚五郎君

理事 平沼彌太郎君 理事 櫻内 辰郎君

理事 油井賢太郎君 理事 小宮山常吉君

理事 高瀬莊太郎君 理事 高橋龍太郎君

理事 藤井 丙午君 理事 板野 勝次君

理事 川上 嘉君 理事 木村禧八郎君

理事 太田 敏兄君

文部委員

委員長 山本 勇造君

理事 若木 勝藏君 理事 藤田 芳雄君

理事 河崎 ナツ君 理事 河野 正夫君

理事 岩本 月洲君 理事 岡崎 眞一君

理事 小野 光洋君 理事 西川 昌夫君

理事 大隈 信幸君 理事 竹中 七郎君

理事 星 一君 理事 梅原 眞隆君

理事 來馬 琢道君 理事 西田 天香君

堀越 儀郎君 三島 通陽君
岩間 正男君 鈴木 憲一君

本日の會議に付した事件

○地方財政平衡交付金法案(内閣送付)

〔岡本愛祐委員長に着く〕

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政、大蔵、文部連合委員会を開会いたします。地方財政平衡交付金法案の予備審査でございます。本日は大蔵委員の方、文部委員の方に主として御質疑願います。

○木内四郎君 この内容に対して伺う前にちよつと一つ伺つて置きたいのは、最近まで標準義務教育費に対する法案が提出されるということであつたのですが、まだ提出されておられません。今期国会中には勿論提出されないと御方針と承知してよろしうございますか。

○國務大臣(本多市郎君) お話の通り標準義務教育費の法案を準備して関係方面の承認を求めているのでございまして、まだ承認を得るに至らないのであります。それでは今明日に承認が得られる見通しがあるかと申しますと、それについては只今のところ確信がないような状態でありまして、

○木内四郎君 私共或いは誤解であるかも知れんけれども、何か義務教育費というのには標準的な義務教育費に紐を付けて交付しようというふうな考えから出發しておられるようなふうに伺つておるのですが、この法案の第三條と

第四項によると、国は交付金の交付に當つては、條件をつけたり使途を制限してはならないというふうな條文も入つておるので、若しお出しになるとこの規定と矛盾するやうな氣持もするんですが、今後においてはやはり政府では出そうという考えの下に話を進められるんですか、如何ですか。

○國務大臣(本多市郎君) 従来の補助金のように紐を付けて交付するという趣旨ではないのでありまして、平衡交付金法のその精神と矛盾しない範圍内におきまして、標準義務教育費を地方として尊重せしめるといふやうな趣旨から一つの標準を示して、そうして特別な財政上の不可能という理由のない限りはその標準を尊重して行きたい。その法律によつて決して地方の財政運営を拘束するという趣旨ではございませんが、どこまでもこの標準によつて財政的な特別な事情がない限りはこれを尊重する、若しそれと相違する場合においては文部大臣等から地方財政委員会に勧告或いはその平衡交付金についてのいろ／＼な措置を要求することができると申しますが、そういうことによつて標準義務教育費に適當な額を地方として確保するように指導するといふ趣旨のものでございまして、

○木内四郎君 そうすると、再度に亘つて國務大臣から御答弁を頂いたのですが、その結果として今期国会にはそういう法案を出されない、今度出される場合においても、今出しておられる地方財政平衡交付金の精神及び規定と

相容れないやうな性質のものではない。こういうふうな了解してよろしうございませうか。

○國務大臣(本多市郎君) 原則としてはそうなるかと存じます。併し今後義務教育に對しまする法案が更に再検討されて提案される、それとの調整上どうしても平衡交付金法に何らかの改正、或いは制限を要するといふやうな場合にはその標準義務教育費法案の附則等で適當な調整が行われるものと考えております。

○河野正夫君 質問をする前に地方行政委員会の各位に對して文部委員長が御挨拶を申上げることになつておりましたが、只今ちよつと所用で出ておりますので、私代つてこの法案の非常に山積しておる際に時間をお割き下さつて連合審査委員会をお開き下さつたことに對して感謝の意を表します。更に文部委員会といたしましては昨日會議を開きまして、この連合審査会においてばら／＼に余り時間をかけて我々だけのこつ／＼やうな質疑を繰返すことは他の委員会の諸君に對して失礼であるといふやうな考えから相當質問事項も打合せて参つておりますのでその点も含み置きを願ひ、我々の質問は限定されておりますので我々の質問したいと思ふ点だけはお許しを願ひたいと思つております。私は十二、三ヶ條の極めて細かい点を尋ねたいし、それを通じて全般的に教育関係の疑問を明らかにして行きたいと思つております。

第一に本案の第二條の第六号におきまして測定單位のことが出ておるのであります。この測定單位の具体的な基準はどういうところにあるかということをお承りしたいのであります。

○國務大臣(本多市郎君) 法案を御覽下さいと表が出ておりますが、測定單位の記載した表が出ておりますが、十二條あたりだらうかと思つております。

○河野正夫君 私の承りたいのはその表の中に、例えば教育関係についてはいろ／＼児童数、學級数、學校数といふことも出ておりますけれども、それに対してどういふ基準で測定するのであるか、もつと具体的なことを承りたいのであります。

○國務大臣(本多市郎君) その人口数、學校数、學級数といふやうなものにはそれ／＼地方団体から資料を提出させまして、それによつて地方財政委員会がその数を決定いたします。その單位當りの、單位費用につきましては、これは関係行政機関である文部省の意向も徴しまして、財政委員会が單位當りの費用を決定することになつております。これは本来ならば法律として置きたいのでございましてけれども、本年そこまでの調査がまだできませんために本年に限り地方財政委員会が決定することにいたしましたのであります。

○河野正夫君 それは私の質問の第二点に関連するお答えもあつたわけでありまして、私はこの第七條の單位費用

の問題でございしますが、その具体的な基準の決定に際してこれは地方財政委員会が主として行うところであり、その地方財政委員会はこの専門的な部分に対して、事は必ずしも教育にのみ止まらない、或いは厚生、労働関係のものもありましようし、産業、経済関係もございましようが、そういう専門的な事項に關して地財委が如何にして具体的な基準を決定するか、それについて何程かはつきりした目安を承つて置きたいと思ふのであります。ただ單に教育については文部省の意見を承わりますという程度であるのか、更に又これは文部省ばかりではなくして教育について言いますならば、教育の重要な権限は教育委員会にあるわけですから、その教育委員会との關係をどう考えられるかといったようなことについて承つて置きたいと思ふのであります。

○國務大臣(本多市郎君) これは地方財政委員会がそれ／＼実施しておりますが、府県市町村の教育関係の費用に關する資料を各地方団体に求めまして、それと更に關係行政機關である文部省からも意見を、資料を求めるとは義務ではございせんが、当然求めることができることになつておるのであります。求めてそれらを資料としたしまして地方財政委員会が本年は附則で定めるといふことになつております。

○河野正夫君 第三にお尋ねを申し上げます。これは、この教育基本法、学校教育法、或いは教育委員会等を通じてこの教育立法の根本精神は教育に關する不当なる干渉の廃除ということが一つの主要な目的になつておると思ふ

のであります。それ故に地方に行つて見ましても例えば都道府県については知事の管轄権であつた教育を教育委員会の手に移しておるのであります。それともより財政権は持つておりませんけれども、この教育委員会が教育予算については原案を作り、更に知事が異つた予算を作成する場合に、委員会の予算とその意見書とを地方議會に提出しなければならぬという程になつておるのであります。事教育に關する限りは知事と教育委員会と二本建になつておると私は思ふのであります。然るにこの第五條でなかつたかと思ふに、この第五條の第五條においてはこの單位費用の点については都道府県知事が資料を提出することになつておる。義務教育に關する大部分のことに對しての権限を持つてゐる教育委員会の意見書を添付するといふことにしていないのであります。この点は教育の諸法規の立法精神と相反するものではないかと思ひますが、その点如何でございませう。

○國務大臣(本多市郎君) 丁度これは地方財政委員会の意見と政府の意見とが反する場合に、国会までその意見を提出して国会の最後の判断に俟つといふその調整方法を採用しておると同じであります。地方においても地方議會の最後の判断といふもので解決せられることとございまして、その必要がありますれば、關係行政機關でありますから、地方行政機關は教育委員会にも意見を聞くことができないわけではございせんけれども、併し余りに複雑することになりますので、知事を通じ、又知事の下、教育委員の意見もそこに反映しておるわけでありまして、

ら、知事が意見を附して地方財政委員会に提出するといふことで遺憾なくやれると思ひます。

○河野正夫君 どうも本多大臣が坐つたままお答えになるのは、参議院規則に違反するのではないかと。尤も委員長がよろしいとおつしやればいいのですが、そのために御答弁が甚だ明瞭を欠くのであります。議員が立つて質問をし、大臣が坐つて答えるといふのも、甚だ礼を失しておると思ふのであります。

○委員長(岡本愛祐君) 河野君に申し上げますが、この前の大蔵委員会の例によりまして、今日は着席のままお答えを許したのであります。明確に御答弁を願ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 質問される方が立つておられると、私も恐縮いたしますから、質問する方が立つたら、私も立つてやることにいたしますが、委員長から今日は坐つてやれといふお話ですから……

○河野正夫君 質問を続けますが、只今のお答えでは甚だ不十分であります。都道府県知事が資料を提出する場合に、教育委員会の意見書を添附しなければならぬといふことになつておれば、事は明瞭であります。ところが地方において教育委員会と都道府県知事とが、財政的な問題について対立しておるような場合、この場合に教育委員会の意見書を添附しないのが普通ではないか。そして地財においては、主としてこの都道府県知事の資料によつて審査するといふことに當然なるわけであります。この点について、文部大臣の御意見と本多國務大臣の御意見と、いずれも承つて置きたいと思ふのであります。

○國務大臣(本多市郎君) 只今お答えいたしました通り、その意見が知事の意見でございします。知事の意見が當然議會等でも聴取され、更に常に地方団体内の教育委員会と連絡しておることとございしますから、知事の意見一本にして資料を提出して貰ふといふことと、教育委員会の意見が無視されるということにはならないと、こう考えております。

○河野正夫君 只今の御説明は、もつと掘り下げると、内務省の地方行政一元的なあの時代の考え方を、國務大臣はまだどつか頭の隅に持つていらつしやるのではないかと、こう思ふのです。事教育に關する限りは、いわゆる教育委員は、これは教育知事とも呼ばれるくらいに自主性を持つておるものである。勿論財政については、根本的には知事が只今のところは、遺憾ながら権限を地方議會と共に持つておるわけでありまして、併し地方議會に提案する場合でも、教育予算については、教育委員会と反する予算を出す場合は、その意見を求め、意見書を添附しなければならぬことになつておるのであります。この原則を、特にこの平衡交付金支給等に當つての、單位費用の計算等においては貫く必要が十分にある。先程本内委員からの質問に對するお答えでも、政府はまだ標準義務教育法について、断言はしておらないし、本多國務大臣も、平衡交付金の方の伝えられるがとき、或る種の政府の原案を修正した場合の精神と背馳しない標準義務教育法といふものも考えられるようなお答えであつたと思ひます。そのくらいにこの法案が必要

なことを考へておられる、その精神ならば同時にこの教育委員会の意見書を添附するといふことを規定する必要も十分にお認めになつて然るべきではないかと思ふのですが、その点如何でしょうか。これは文部大臣も関連してお答え願ひたい。文部大臣は、要するに教育委員会法の擁護者として、この点についてもう少し積極的な態度をおとりにする筈であります。この点についての所見を承つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 知事市町村長の意見、これはその地方団体全体を代表した意見であると考えております。地方議會等において決定せられる前においてその団体間に教育委員会の意見、或いは理事者側の意見といふものがあるでしようけれども、それはその段階におけることとございまして、この知事市町村長が意見を附して出す場合の意見は、これは理事者、議會、教育委員会等を含む地方団体全体の意向とかうに考へております。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 河野さんの御意見のような点については、法律上の規定はないわけでありまして、併し地方長官としても教育といふことは無論重大視されるでしようし、委員会としては無論自分の主張には強力に主張されることとしようから知事に対して、委員会から強力な要望をするといふようなことは無論できるわけでありまして、ただ法律的にお話のような点が規定されておらないといふことは事実だと思ひます。

○河野正夫君 その点については、よく聞かぬので質問を打ち切りますが、本多國務大臣の御説明では、尙教育委員会

法の精神も本當に御理解なさつていない点を遺憾と存じます。それから文部大臣の御説明では法案の不備をお認めになつておるかどうかというところがはつきりしておらない、法案が不備であるが、併しながら運営において教育委員会が相当強力に事を行う意思を持つておる場合には、私の質問の要旨は円満に事実上解決できるであらうという希望の観測に過ぎない。それで本當に教育委員会法なり教育の自主性を尊重するといふその氣持を大臣が持つていらつしやるとすれば、これはこの法案の閣議決定前に十分にこの点が修正をされるように大臣の方から要求されておるべきだと思ひます。けれどもこれは意見ですから打ち切ります。

次に第四に承わりたいのは、第十條の二項に地方財政平衡交付金については、いわゆる財政需要額と財政収入額との差額を基準として按分するといふことになつておるのであります。このいわゆる差額の集計が平衡交付金となるのでなくて国家予算における平衡交付金の総計よりも少い場合には當然これは按分比例をされて比例配分によつて各地方団体に渡されるわけで、そういったしますと單に教育費ばかりではございませぬ、財政需要額の中の教育費も他の経費もないけれども、それが平衡交付金が少いために結局需要費を減額して事を実施しなければならぬといふことになり、これを教育の点について言つて教育費用が減額せられ、従つてそこに給與が減額せられるとか、児童の教育の施設が非常に不十分にされるという可能性があるのであります。この点について地方自治庁として

はどういうふうにお考えになつておるか、又文部大臣としてもどうお考えになるかを承わりたい。

○国務大臣(本多市郎君) この平衡交付金法に基く算定法によりました金額と、国会で最終的に決定して頂きました国家予算の上の平衡交付金の金額と、これが完全に一致するといふことは、なか／＼そういう場合のみを考えることはできないと考えられますので、従つて差額を出しまして、その差額の交付の際には、これを按分する。かような方法を探ることになつておるのでございします。その結果若し少いときには、地方の財政需要が圧迫を受けやしないかといふお話であります。若し甚だしく少い場合には、地方の教育費のみならず、全般的に経費において、それぞれ圧迫を受けることになるのでございまして、これは法の精神にも示しておりまして、政府といたしまして、そういう提案はいたさないで、その点はお願ひいたしたいと考えている次第であります。そういう場合、特に教育費のみがひどく圧迫を受けるようになりはしないかといふ点でございしますが、この義務教育の重要なことは、地方団体、又地方団体のそれ／＼の議会におきましても十分認識しておられることであるので、特に教育費について甚だしく圧迫を受けるというようなことは考えられないのでございします。ましてや今回の地方税法と、今回の平衡交付金法が一体となりまして、普通の規模の地方行政をやるのには、財政需要に困らないといふ財政計画になつておるの

かの特別な地域の事情によつて給料の不拂いを生じたとかいふような問題は、今回の地方財政の確立の結果は、そういう場合は生じないと考えています。

○国務大臣(高瀬莊太郎君) 地方財政の状況が甚だしく困難で、平衡交付金の予算が非常に不十分であるという場合には、たしかに河野委員のおつしやつたような欠陥が教育方面、その他に起るわけでありまして、併し地方財政につきましても、地方財政の状況と睨み合せてできるだけの予算、計上はするわけでありまして、地方財政の非常な計上が行われるものと思ひます。又地方財政などの非常に窮乏している場合におきましては、十分の地方行政費のための交付金、予算の計上ができない、河野委員の心配されるような教育につきましても、それがために相當の支障を来すといふことがありまして、まあ財政的にどうしても非常な困難があるという場合は、これはやはり止むを得ないことでありまして、中央財政、地方財政の状況に応じてやはり予算は計上されなければならぬといふところから来るかと思ひます。

○委員長(岡本榮祐君) 皆さんに申し上げますが、只今衆議院の地方行政委員会におきまして、地方行政平衡交付金法案の討論採決に入る所でございします。それで本多國務大臣二十分程退席いたしましたから、十一時になつたら退席いたしますから、どうぞその間は小野政務次官並びに萩田次長が残つております。それに御質問願ひます。

○河野正夫君 次に第五項として測定單位を決定することを、地財委の規則

に委ねておるのであります。これをなげ法律によることにされなかつたのかといふことを承つて置きたいと思ひのであります。本年度においても千五十、この千数百億に上る国費の支弁については、相當にこれは政府若しくは国会の注目するところではないかならんわけでありまして。然るに地財委といふのは、この法案によりまして、政府も国会の意思も入れない。全く地方団体の連合体のごときものだと思ひます。それで基いて平衡交付金の支出が決定されて来るわけですから、そこでこれはむしろその基準といふようなもの、国会によつて決定することによつて、初めて国費が、地方の費用にやありませんと、国費が如何に支出されるかといふことについての国会議員の職責も盡せらると思ひます。この点を全然政府、国会の見解を入れる余地のないようにした点の理由をいかに承わりたいと思ひます。

○国務大臣(本多市郎君) 誠に御尤もな御質問でございまして、測定單位は出してまいりますけれども、その單位當りの費用につきましては、これは法律を以て制定したいと政府も考えるのでございします。その單位當りの費用の算定には、最前も御質問のありました通りに、教育費についての児童一人當りの單位費用は幾らであるかといふやうなものでございまして、相當の手續を要するものでございまして、それを法律に定めることであると思ひます。御尤もなことも、本年は法律に盛り込むにはまだ結論に到達しておりませんので、地方

財政委員会において、關係行政機關、地方団体から資料を集めて、千五十億の配分に適應するその單価を入れて行きたいと思ひます。地方財政委員会規則で定めて行きたいと考えております。更にこの平衡交付金の交付額の決定について政府意思が介入しないやうなことになるではないかといふ御趣旨でございしましたが、この点につきましては、できるだけ限り政府意思は、意思に拘束されることなく、この地方財政委員会という地方団体の代表的性格を持つておる、独立性のあることで責任を持つて配分せしむることが、安當であらうと考えております。

○河野正夫君 今のお答えには意見として承服いたし難い点があります。一人で余り時間を取るといけませんから打ち切りたいのですが、ただ念のために承つて置きたいのですが、只今の御答弁は本年度は間に合はなかつたから、地方財政委員会規則といふものによつて決める、けれども将来においては法律を以て決めるように手続をとるといふことを今明瞭にせられたと了解してよろしくございします。

○国務大臣(本多市郎君) その通りでございします。

○河野正夫君 次に承わりたいのは二十五年度において、予算においては義務教育費総額二百四十七億といふものがあるのではありませんか。ところがこれが平衡交付金といふものの交付に當つて、この法案が通過した場合は恐らくあの予算書の全文には平衡交付金にするか、義務教育費とするかは、内閣の決定によつておつたかと存じますが、この法案が通過すれば當然この二百四十七億は平衡交付金の中に入る

だらうと思うのであります。予算の説明書を見ても平衡交付金と括弧して書いてあるので、多分そうなると思ひますが、そういたしますと、第三條ではなかつたかと思ひますが、條件を付けてはならないという規定と関連しまして、義務教育費の支出が如何にして保証せられるか、二十五年について限つて見て、この義務教育費がどうして保証せられるかということについて承つて置きたいと思ひのであります。これに関連いたしますと先だつて通過いたしました平衡交付金に関する暫定、あの暫定法の附則におきまして、この平衡交付金法が実施せられるまでは義務教育費国庫負担法の規定は適用しない、併しこの法案が若しも通過いたしました場合には、その附則の規定がなくなりまゝで、義務教育費国庫負担法そのものは活き返るわけでありまゝです。適用を受けるわけでありまゝです。適用を要する、義務教育費国庫負担法に基いて政府は小中学校の人員費については半額を国庫が支出する義務を負うわけでございます。ところが事実、予算の面において義務教育国庫負担金というものがありません。こういうことになりまゝと、政府は一体法に規定するところの義務を履行しないという責任をどうするのであるか。この点に関連してやはり先程お伺ひした本年度の義務教育費として説明せられ、併しながら恐らく政府は平衡交付金に繰入れるであろう二百四十七億はこの法案の性質から言つて條件を附けないといふに拘わらず、何とか義務付けなければならぬその点の保障と更に今申上げました義務教育費国庫負担法の方が政府に負わしている義務を政府は如何にして遂行しようとするか。この二

点をはつきり御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(本多市郎君) 義務教育費は市町村の責任でございます。市町村がこの全体的な予算を適正に運営することによつて保障するのでございませう。平衡交付金は地方団体に一般財源として一般財源に繰入れられるのでありまして、特にその平衡交付金の特定部分について何費という制限はないので、一般財源として政府も交付し、向うも繰入れるのでございませう。従つて全く地方団体の自主的な運営に俟つわけでありまして、この点におきまして地方団体が義務教育費が自己の責任で運営する責任があるわけでございます。それで義務教育費国庫負担法はどうなるかということでございますが、これは標準義務教育費法案の附則で廃止することになつていのでございませう。若しこれが今国会で成立しませんが、これは適用を保留いたして置きまして、次の機会に廃止いたしたいと思ひます。

○河野正夫君 それは法律無視になります。その次の機会に廃止するという、廃止するまではその法律は厳格に言つて適用されなければならぬ。その適用を保留するといふ権利は政府のどこから生じて来るか。一体この内閣はしばしば法律があるにも拘わらずその法律を適当に保留したり、適当に解釈し直すかがあるかと思ひます。今の本多大臣の保留いたします、如何にして保留する権利が生ずるか。それは法律を以てしなければ保留できないのである。その点如何ですか。

○国務大臣(本多市郎君) これはお話の通りでございます。こうした問題は起るものでありまして、平衡交付金というものが平衡交付金法によつて配分され、更に予算上の財源もないこととございまして、廃止すべきものをこうした事情でその廃止が国会に間に合わないといふことになるのでございませうから、次の年度内の国会で廃止すればいいものと考えております。

○河野正夫君 もとより暫定法が通つていのでありますから、或る意味では四月までは問題は起らんと云へましようけれども、その事は簡単に相済まないのであります。これは意見になりまゝから中止いたしますが、最後にこの点に關して一つ本多大臣に注文を一つだけして置きたいと思ひます。と申しますのは、本多大臣は大臣であると同時に自由党に所属される議員でございませう。ところがこのやういふやうな問題が起つたのは、法案の方に、いろいろ関係筋と了解に達しない、ちぐはぐになつたといふことは了解いたしますけれども、一方において予算関係の法案、予算の基準たるべき法案というものが、まだ提出せられないうちに予算が強力に国会を通過してしまつたといふことから来るのではなからうかと思ひます。義務教育費国庫負担金を支出するところの、政府は義務を負うていながら予算がないのでございませうから、といふことになつたのは、やういふやうな予算審議と法案審議との並行しない点から出て来るのだらうと思ひます。やういふ意味で、如何に多数とはいへ、国会審議をかくのごとく妙な形に追込んだ責任はやはり自由党が負わなければならぬ点

が相当ある。今後やういふ点について自由党の方々に十分徹底するようにして頂きたいと思ひます。

時間があるけれどももう一つ私の質問をして終了いたしますが、附則の八項に、「地方配付税の額等」と、こうありますが、この「等」という中には義務教育費国庫負担金を含むかどうかといふことを承わりたい。

○国務大臣(本多市郎君) 含まないと思ひますが、政府委員から「等」という意味を説明いたさせます。

○政府委員(萩田保君) 八項の「地方配付税の額等」の中には廃止になりまゝした負担金等を含みますつもりでございませう。従ひまして義務教育費国庫負担金等も含めて出すつもりでございませう。

○本内四郎君 附則によりまゝと、交付金総額の中の十分の一に相当する額が、二十五年二十六年に限り経過的に特別交付金にするといふやうに書いてあるのですが、その第四項によりまゝと「特別交付金は、第十二條の測定単位によつては捕そくし難い特別の財政需要があること、交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があることその他特別の事情があることに因り、交付金の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に對して、当該事情を考慮して交付する」といふことになつていので、やういふ事情は昭和二十五年二十六年のことに限つたことではないと思ひますが、特別交付金といふものを二十五年と二十六年に限つていふ趣旨はどういうことですか。

○政府委員(萩田保君) 御質問の通りだと思ひます。二十七年以降もこの

やうな事情がありますから、何らかの措置を考えなければならぬが、差当り二十五年二十六年に過ぎましては特に大きな地方財政の移り変りがございませうので、一割程度必要と認めまして、経過規定として置いたのでございませうが、その間に過ぎまして十分研究いたしまして、二十七年以降も何らかの形において残るようになるものと考えております。特にこれを二十五年二十六年に限りまゝしたのとは、いろいろ理由もございませうが、主としてシャッフル勧告の中にもそのやうな規定がございまして、一応その通り規定したのでございませう。

○本内四郎君 それからもう一つ伺つて置きたいのは、第十五條の二項において「基準税率は、地方税法第一條第一項第五号にいう標準税率の百分の七十に相当する率とする」といふことが規定してあるのですが、これは国家の財政需要に相当大きな影響があるので、これを百分の七十といふやうにされた理由はどこにあるのですか。

○政府委員(萩田保君) この百分の七十にいたしましたのは、一つはつまり地方税の百分の七十と、それから地方財政平衡交付金の額、この兩者を合せた額が結局基準財政需要額になるわけでございます。従ひましてその額を一杯に見る、つまり標準税率一杯に見ますと、大体その地方団体が取つておりますところの税金と平衡交付金をすべてここに分類いたしまして、経費に割付けてしまふといふ恰好になりますので、勿論その使途につきましては先程お話が出ておりますやうに、税金をつけるものではございませうけれども、

余程このように分けてしまふことは如何にも地方の財政の自主性を害うものがあると考えられるのでございすので、そのような意味で成るべくつまり基準財政需要額というのは最低のどしうしてもやらなければならぬ仕事だけを揃えてやつたのでございまして、勿論地方団体は標準税率を以ちまして、取りやすだけの税額を使わなければ普通程度の仕事はやつて行けないものだと考えております。それから第二にこの配付に当りまして、基準財政需要額から財政収入額を引くわけでございするが、その財政収入基準、財政収入額を標準税率一杯で規定いたしました、大体標準税率で税を沢山取れば取るだけ交付金が少くなるという結果になつて参ります。従いまして、各地方団体は殆んどその徴税努力というものをいたさないわけでございます。少し取つて置けばそれだけ交付金に貰えて余剰財政ができるということになりますと、国費を通じましての濫費になりますから、七十程度は見えて置いて、あとの三十億は自由財源として、従つて税を沢山取ればそれだけ自由な財源もそれだけ入り得ることができると、こういうふうにいたしたいためでございます。

○木内四郎君 今の御説明、ちよつと私は了解しかねるのですが、基準の財政収入額を算定するときには、標準税率によつて一応算定して、一方基準財政需要額を算定するときには、これはさつきお話のあつた方法によつて算定をして行く、財政収入額の算定については標準税率そのままではいけないのですか。

○政府委員(沢田保君) この基準財政

収入額プラス平衡交付金の額というものが、基準財政需要額に一致するように計算してありますので、こちらを全部見てしまふと、やはり基準財政需要額というものをずつと上げなければなりませんので、そういう意味で先程申しましたように、地方団体の自主制がなくなるといふようなことになりすから、成るべく安く低く、最小限度の経費を見ようといふ意味で基準財政需要額を定めておるわけでございす。

○委員長(岡本愛祐君) ちよつとお話いたしました、高瀬文部大臣に御質問がなければ退席したいというお申出でございす。

○河野正夫君 実は本多國務大臣と共質問しようと思つておつたのですが、高瀬大臣はお帰りのようですから質問いたします。第二十條に、この平衡交付金の支給額等の決定に対しての不平等、不満があるときの聴聞の規定があるのでございす。ところがこれは政務次官でもよろしいからついでに答えを考へたいのですが、地方財政委員会の決定に対して、不平のある人の聴聞を聞く人も又地方財政委員会であるといふのは甚だ當を得ないのではなからうか。少くともまあ私文部委員会の関係から質問するのですから、教育費に於いて申しますと、教育委員会の代表等を加えた第三者の特別委員会というものによつてこの聴聞を行うといふような必要はないか、或いは又そういう特別委員会でもなくとも審議会等々によつて、地財に附随してこれらの聴聞を公平に処理する何らかの機関を必要としないかということでありす。これ

について文部大臣は教育の擁護者として教育委員会法の精神を最もよく理解せられる方として、何らかの法案審議に、立案過程において意見を持たれたかつたかどうかということ承つて置きたいと思つてございす。と申しますのは、先程からの文部大臣の御答弁を承つておりました、平衡交付金法案の、これは勿論擁護者として閣議決定で出て来たのですから當然でしょう。それを擁護する余りに標準義務教育費の必要を御自分でぶちこわして

いるような答弁ではないか、私は甚だ不満です。その点についてどういふ聴聞のような場合にでも教育委員会の代表などが聴聞に参加する、第三者的なものかどうかその特別な審議に教育委員会の代表を加えるといふようなことは、これは主張されて当然であつた筈です。これは児童福祉にしてもその方面の方を入れるといつたようなことも相関連を以ちまして、その点につきまして大臣のお引見を承りたいと思つてあります。

○國務大臣(高瀬文部大臣) 異議の申立、聴聞の條文は地方団体として、地方団体が地財に対して異議の申立をするという場合だと思ひます。それで先程本多國務大臣から説明がありましたように、交付金といふものは、教育費のため幾ら、土木費のため幾らということ交付されるわけでありませんで、一括した金額で交付されるわけでありすから、特に教育方面の代表者としてこの交付の異議の申立をするといふことにはならないのではなからうかと思ひます。無論地方団体がそういう申立をするにつきまして、交付金が不足するということになれば、教育費

方面にも影響するわけでありすから關係は非常に深い、その点では關係はございすけれども、異議の申立、それに対する聴聞ということになりますと、地方団体としてこれをやるということがやはり至当ではないかと私は解をいたしております。私の先程の答弁等が義務教育の水準を確保しようとする文部大臣としての責任の立場からいつて甚だ矛盾しておるところがありませんかといふような御質問もございしましたが、私は決してそれは考へておらないのでありまして、義務教育費の確保に關する法律案を一方において強力に主張いたしておるわけでありす。この平衡交付金は一般法としてこれが成立して、その中で地方行政費の中の義務教育費についてだけは別の特例な理由によりまして、特別な措置を必要とするといふところから強力に私は主張しておるのであります。一般法としての意義といふものと、義務教育費確保に關する法律の特例な理由に基く特例法の意味とはやはりそこに違ひがあるといふことは当然ではないかと思ひます。

○政府委員(小野哲君) 河野さんの御質問に対してお答えいたしますが、只今のこの法律案の第二十條の聴聞の問題でございす。この聴聞をやります場合には、この法律案の條文にありますが、關係地方団体についてこの途を開いておるのであります。而してこの対象となりますものは、地方財政委員会が各地方団体に對する交付金の金額を決定する権限を持つておりますので、従いまして交付金の額の算定の基礎についていふ／＼問題が起つて来たといふような場合にお

いて、この規定を活かして行くことに相成るのであります。この地方財政委員会が、御承知のように、この設置法案の中にも示しておりますように、相当独立性を持つていますし、又地方財政平衡交付金の運用に關しましては、個々の交付金の決定をいたす権限をも與えられております。その關係もございまして、できるだけ地方団体の意思を聞く機会を設けることが地方財政委員会の運用の上から申しまして民主的なことに相成ると考へておるのであります。従いまして交付金の額の算定の基礎について問題が生じた場合に於ける措置でございすので、この点を御了承願ひたいと思つてあります。尚河野さんが言われましたように、何らか特別の機關を設けてはどうか、こういうふうなことも一応考へられる御議論であらうかと思つてあります。先程申しましたように、算定の基礎の問題にかつておるのでございすので、改めて法制的な機關を設けることは必要はなからう、かように考へた次第でございす。

○河野正夫君 今の大臣のお答えはむしろ次官のお答えによつて補足されて

いると思ふ。私の尋ねたのは、その算定の基礎についてのいふ／＼な苦情がある場合に、その算定の基礎にな

財政需要額が基準財政収入額をこえる額にあん分して算定する。ここに規定の上に多少矛盾があるのではないかと、いう気がするのですが、殊に今お話のように第三條の一項というのは、前の年に決めるのであつて見れば尙更財政の現実の需要額と収入額を基礎として国の予算に計上しない、そこにおいてこそむしろ基準の財政需要額と基準の財政収入額を考えた方が適当にやないかというふうな気がするのですが、そうすると第十條の二項とも又第三條の三項とも趣旨が合つて行くのではないかと、いう気がするのですが、その点はどうですか。

○政府委員(秋田保君) 三條の三項によりましてこのように書きましたのは先程申し上げたようなことを予想してでございしますが、第一項によりまして「超過額を補てんするために必要且つ充分な額」と書いてありますが、現実に分けるときには今申しましたが、現行の按分になりますので、必ずしも各団体に對してその額を全部保障するといふことはできないわけでございます。従いまして「衡平にその超過額を補てんする」ということが書いてございすのは、すでにここにございまして「衡平に」というところに重点があるのでございまして、足りない場合には足りないように衡平に皆が持ち、超過するときは超過するように皆が衡平に分けて貰う、つまり按分の場合の比率を同一にするといふことをここで予て想してこつた文になつておるのでございす。

○木内四郎君 この点は私は疑問があるのですが、第三條の三項においては現実には財政需要額が財政収入額をこえる

るその超過額を衡平に補てんする。第十條においては基準財政需要額が財政収入額を超える額に按分してやるのだから、三條の三項の趣旨に必ずしも合わぬと思うのですが、この点はこれ以上質問いたしません。

それからもう一つ伺つて置きたいのは、第六條の一項などに關係するのですけれども、又同時にさつき伺つた三條、十條に關係するのでございす。千五百億は二十五年度ですが、今後においても或る一定の金額は計上されると思うのですが、それで足らぬというふうな場合にはどういふふうになるのでしょうか。足らぬという場合は、地方団体の財政需要と収入との差額を補填するに足らぬといふようなことがあるとしたらどういふふうになるのでしょうか。

○政府委員(秋田保君) 実は本年度は非常に變則的でございまして、先に総額が決まりましてから各団体に對してその分け方の配分額を決定する。而もその際にいろいろ先程から御指摘がございましたような單位費用といふものをこれから決めるというふうになつておりますので、仮にこの千五百億で以て大体そのように定めた額に足りない、非常に足りないといふような場合が頭の上では予想されるわけでございますけれども、併し一千五百億を決めましたのは、二十五年度の地方財政收支をいろいろ見積りまして、その結果一千五百億で差支ない、こういう数字を出したのでございすから、非常に率直に申し上げますれば一千五百億を以ちましてこの差額が全部補填できるやうに、この單位なり何なりを決めるとい

うことになつて来るのでございまして、この点非常に矛盾することになります。併しながら飽くまでもその限度は何もそう無理にこじつけるのではなくて、その程度であれば二十五年度の地方財政がやつて行ける。この方法等は違ひますけれども、地方財政の見積りを立てましてそのように作つておるのでございす。従いまして現在の見通しをいたしましては、勿論一千五百億を以ちまして十分補填できると考えております。今後新たな事情で新しい財政支出を要するやうな事情が起りましたら、それはそのときに補正予算なり何なりを考えなければならぬかと考えております。

○木内四郎君 もう一つ伺つて置きたいのですが、第十二條の一項とそれから二項の問題ですが、実はよく分らないのですが、この一項においては「測定單位は、地方団体の種類ごとに左の表の中欄に掲げる経費についてそれ、その下欄に定めるもの」例えば橋梁費或いは道路費でもよいのですが、その測定單位といふものは道路の面積、橋梁の面積、それから第二項において、「数値の算定方法については、規定で定める」といふことになつておりますが、そうして、第十三條において人口とか或いはその他によつて人口と考へるべき要素もあるらしいのですが、道路などはその面積によつて必ず交通量を測るわけにも行かんと思ひます。又橋梁についても同様だと思ひます。又その地方団体が必ず十三條に挙げてゐるやうな要素だけによつて考えられないかと思ひますが、余りにも形式的なものになりはしないでしょうか。

○政府委員(秋田保君) この平衡交付金を分けますのにつきましたたしかにおつしやいますやうに実状をそれ、考へますれば、非常にむづかしいと考へなければならぬと思ひます。併しそれで平衡交付金の配分額につきまして地方団体の主観的な意思が働くやうな虞れがございすし、それと同時に又事務的にも非常にむづかしくて、明瞭性を欠くといふやうなこともございすので、なるべく簡單なものを使ひたい、簡明で客観的に誰でもはつきり分つておるといふやうなものを基礎にしたい、こういう考へで作つたのであります。従いまして道路等につきまして道路の面積だけでこれを測定いたしますと、たしかにそのための弊害もあるかと思ひますが、その点につきましては、なるべくこの十三條の補正によりまして適當な補正を加えたいと思ひまして、例えばこの五号の「面積」、河川の延長その他測定單位の基礎をなすものの種別「今おつしやいましたように国道、府県道、市町村道につきましては、それ、面積を決める。寒冷地帯或いは積雪地帯によりましては、これによりまして補正するか、或いは測定單位の数値の補正する市町村の規模、或いは市の中の交通頻繁な所と農村部分とは單價を決める、変えるといふやうな方途を講じて、なるべく実情に合うやうに、而も客観的な基準といふことは飽くまで堅持して実情に合うやうにしたいと考へております。

○委員長(岡本學祐君) 外に政府委員に御質問ございせんか。

○油井賢太郎君 「基準財政収入額は、」といふこの参考書類の中のやつですけれども、その中で、基準財政収入額は、これを財政需要額から財成収入額との差額の九〇%との額との合算額としては、どうもこの文句は見当付かないのですが、これを説明して下さい。これは道府県市町村別財政需要額及び財政収入額等の見込額、その備考の四ですが……

○政府委員(秋田保君) 基準財政収入額は先程申し上げたやうに、標準税率を以ちまして計算いたしました税額の七〇%を取るといふこととでございす。

基準財政需要額は……これは少し書き方が確かに間違つてゐると思ひます。要は基準財政需要額はこの財政収入額の七〇%と、それから平衡交付金の九〇%、つまり一〇%は特別交付金になりますから、その合算額を以ちまして基準財政需要額になるやうにして、こつた意味なんでありまして。

○油井賢太郎君 さつき木内委員の質問に對して千五百億の問題ですけれども、これは千五百億といふものを予算で上げたときは、もうあらゆる方面から数字をちやんと基礎にして作つて予算に上げたのですか、そういうふうには解釈していいのですか。

○政府委員(秋田保君) ここに出ておりますやうな詳細な配分の方法まで全部予想したわけではございせんが、大体の骨組を考えました。それと同時にそれよりもむしろ全体の二十五年度の枠を、つまりたび／＼申上げております四千八百億の歳出を必要とする、そういう計算をいたしまして、それに対して使用料、手数料がどれくらい取れる。それから地方債どれだけ、それからあと千九百億の地方税を取る。そうして残りが千五百億、つまり

千五十億の平衡交付金を以てすれば四千八百億の歳出に對処するだけの財源がある。こういう結論を出しまして、千五十億を決めたわけでありませう。

○油井賢太郎君 この点はこの前地方税を説明して貰つたり、或いは質疑応答のあつたとき、この算定の方法についてたび／＼尋ねましたが、まだ算定方法の基準が決まつてないというやうなことで、そのときは回答願えなかつたので、而も資料も出して頂けなかつた。ところが今になつてもう会期がたつた二日しか残つてないというやうなときになつて、こういう龐大な資料を出されてもなか／＼審議は容易じやない。この責任は一体どういふやうにおとりになるおつもりですか。

○政府委員(秋田保君) この平衡交付金自体の配分の方法等につきましては、確かに交付金法の提出が遅れましたので、資料も非常に遅くなりまして恐縮でございます。ただ四千八百億が来年度の地方財政においては歳出になるというやうな資料はすでに予算審議中当時、地方税審議當時から渡してあるわけでございます。

○油井賢太郎君 どうも専門にやつておられる方なら、この表を見て一目で分るかも知れませんが、我々の方ですつと見て検討するには余り日数が少いから、万が一事が起きても、これは決して委員会の責任じやないということには予め政府委員においても了承されて頂きたい。

○岩間正男君 異議なし。

○藤田芳雄君 本多國務大臣はまだ見えませんか。

○委員長(岡本愛祐君) 國務大臣に今連絡しておりますが、予算について質問がまだ長いので、まだ手が離せないと思つたので、早く来て呉れと今催促に行きました。

○藤田芳雄君 ちよつと大臣が見えてから質問したいと思つてます。

○委員長(岡本愛祐君) 外に政府委員に御質問ございせんか。

○岩本哲夫君 基準財政需要額の問題であります。国税は減免して地方税を増徴する、地方自治財政を強化するということは特に復興経済、国の経済を建直して行かなければならぬという観点から、中央における財政経済政策が一部地方に委譲転換されたという観点も成立つております。従つて二十五年度の地方財政地方予算が八百六十億膨脹してゐる。もとよりこれについては公共事業費の三百億もありまして、服された歳出財政というものは、国が減税によつて操作のできない経済対策、復興対策というものを、ただ地方の自治だという観点に囚われず、総合的な国家経済復興計画の線に沿つてやらなければいけません。これについては或いはその都道府県ごとに特殊性があるものであります。例えば炭鉱地区である九州とか、東北であるとか、北海道とか、或いは電源開発に必要な府県であるとか、或いは貿易地区であるとか、或いは大阪のごとき商工業地区であるとかいつたやうな工合にそれぞれ特色がある。その特色があるという産業復興計画をただ基準財政需要額のごとき橋梁や土地面積の基準であるとか、單純な学校数であるとか、児童数であるとか、或いは商工業の従業員数であるとかいつたやうなものであるとか、こういうところの財政基準額

を測定する上においての観点が、相当今後においては、特に二十五年乃至はそれ以後においては変革されなければならぬ、そういうことだ。漠然とした地方の自治強化であるとか、財政確立であるとかいう観点で、どちらかと言へば国家復興経済に關連しない資金が地方に無駄に使われるというところはないけれども、発展経済に資するところが乏しいというところは大きい。考慮せねばならぬというやうな点について、將來平衡交付金の性格というものはどうあるべきかというところは、よく政府も検討せねばならぬと思つてゐる。そういう点を初めての制度におきまする平衡交付金のときから、考慮あつて然るべきだと思つてゐる。考慮あつて、將來政府はこういう点に對してどういふ平衡交付金の形というものを向けて行くつもりであるかを、一応お聴きして置きたいと思つてゐる。

○政府委員(小野哲君) 岩本さんから御質問は、極めて同感し得る問題だと私も存じます。我が国の産業復興計画が国及び地方を通じて考へて行かなければならない問題も多々あると思つております。今回の平衡交付金制度を設けました基本的な考え方、並びにこれが運営に關する基本的な原則等は、すでに御了解を得ておると思つておりますが、その場合におきまして、地

方にはそれ／＼の地方色がございまして、又その事務或いは事業の遂行に當りまして、それ／＼の特色があることは否めない事実であります。従いましてこの平衡交付金の額を決定いたします場合に、この法律案

にもございまして、或いは地方の人口密度であるとか、その他の關係を考慮し得る途を開いておるのであります。これらの点につきまして、各地方公共団体の規模なり或いはその事業なり、或いは事務の遂行の在り方によつて、平衡交付金の制度の運用によつて、我々程度マッチし得る途が開かれるのじやないかと思つてゐる。それと同時に地方財源を確保する途をいたしましては、一面地方財政の調整を國の意味を持つておる地方財政平衡交付金制度の活用にあつなければならぬと同時に、或いは公共事業或いは失業対策の遂行に當りましては、一面他の面における即ち地方債等の措置によりまして、或いは又特に國が地方公共団体に対してその事業の遂行を奨励いたしたい、こういう目的を持つ補助金の交付等によりまして、或る程度その地方団体に對する國自身が考へておりますやうな仕事を遂行させるべく措置ができるのではなからうか、かような考へを持つておるのでござい

ます。従いまして岩本さんが今言われましたやうな御趣旨も、今後の地方財政平衡交付金制度の運用に當りましては取入れることができる、かように考へておる次第であります。

○委員長(岡本愛祐君) 大臣がお歸りになりましたから、先程御質問の通告

がありまして、先程御質問の通告

がありまして、先程御質問の通告

がありまして、先程御質問の通告

がありまして、先程御質問の通告

がありまして、先程御質問の通告

がありまして、先程御質問の通告

がありまして、先程御質問の通告

○國務大臣(本多市郎君) お話の通りでございます。

○油井賢太郎君 それを伺つて私は安心したのですが、実は最近或る地方の小さな都市で市長の選挙戦があつた。そのときに自由党から応援に行かれた財政通の或る代議士が、若し我が党に所屬する市長を選挙するならば、この市に對して平衡交付金の配分を相当増額することをお我々努力するといふやうな演説をやつて、大分人気をつた。これは甚だ怪しからん話だと思つて。そういうやうなことを若し自由党の内部においてお互いに申合せでもして、こういう宣伝方法で行こうといふやうなことがあるのでは、これはどうも國政上実に重大なことだと思つてゐる。これは若しそれが事実だとすれば、大臣としてどういふ責任をおとりになりませうか。

○國務大臣(本多市郎君) これは私がどういふ、その人に対する責任を左右する権限はございませんけれども、そういう事実がございまして、全く誤つた話でございまして、さやうなことをやることは我が党の信用を失墜することであるといふことを強く要求をいたしたいと思つてゐる。

○油井賢太郎君 殊に参議院の選挙も間近に迫つておることでもありますが、政府側並びに與黨側においては、この点二度と過ちを犯さないやうに御注意を申上げて置きます。

○藤田芳雄君 大臣にお聴きしたいのですが、教育につきましては、國が普通教育を義務付けておる。それに連關して、結局國では義務教育費の國庫負担法といつたやうなものを出して、そ

れを伺つて私は安心したのですが、実は最近或る地方の小さな都市で市長の選挙戦があつた。そのときに自由党から応援に行かれた財政通の或る代議士が、若し我が党に所屬する市長を選挙するならば、この市に對して平衡交付金の配分を相当増額することをお我々努力するといふやうな演説をやつて、大分人気をつた。これは甚だ怪しからん話だと思つて。そういうやうなことを若し自由党の内部においてお互いに申合せでもして、こういう宣伝方法で行こうといふやうなことがあるのでは、これはどうも國政上実に重大なことだと思つてゐる。これは若しそれが事実だとすれば、大臣としてどういふ責任をおとりになりませうか。

れの裏付をしておつた。併しながら憲法の二十六條から見ますならば、当然これは全額国庫で負担すべき性質のものだと思ひますが、それについての大臣の御所見を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 憲法の精神は、全く國家の責任ということになつておりましたが、この事務をどの機關が扱うかということにつきましては、又別の法律で定まるのでありまして、今日義務教育の責任は地方団体の義務であります。

○藤田芳雄君 義務教育は地方団体の義務、責任であるというのは、どういふところから根拠が出て来るのですか。

○國務大臣(本多市郎君) この義務教育費を支弁し、義務教育を実行いたしますのは、市町村の義務である。法律でそう定まつておるわけでございます。

○藤田芳雄君 それはどの法律に定まつておるのか、お教え願ひたいと思ひます。

○政府委員(稻田清助君) 只今お話にありましたように、憲法の趣旨を実施いたしますために、教育に関する法律が施行されておるわけでございます。学校教育法におきましては、義務教育に關しましては、原則として当該設置者負担という趣旨を明らかにいたしております。又これに對しまして從來義務教育に關する市町村立学校職員給与負担法というものがあつたて、一部の給與が都道府県の負担になつておる点が明らかになつておるのであります。

○藤田芳雄君 そこで今の御説明によりますと、義務付けたものは國

家であるが、その経費の負担及び事務の遂行は市町村であるということ、明らかにされたのでありますが、これは私共今まで考えたものと非常に違ひ、而も今までの義務教育というものの及びその経費負担というもののついては、憲法でも明らかなように無償にする、國庫が負担をするのが当然であることを謳われておりましたに拘わらず、現政府におきましては、これは國庫の負担すべきものでなく、市町村の負担であるということ、明らかにされたものと私解釈するのであります。

○國務大臣(本多市郎君) 義務教育に關する義務教育といふものの根本が崩れて来る。従前この教育の経費を市町村で負担したために、いわゆる機会均等というやうなことや普通教育の公平ということが期せられなかつた。いわゆる財政的に豊かな市町村においては優良な教員、優良な施設を持つてやつて行く。貧弱な市町村においては満足な教室は得られず、或は教員の給料さえ支拂うことができなかった。然るにこれが、半額國庫負担法が施行されて来たから、その悪弊が非常に正されて来た。然るに今又現政府になつて、経費やなんかについては市町村で義務を持つものである、責任者であるといふことになりまして、再びそのした教育の不公平が出て来るのであります。或いはそれに対する責任は如何にか、或いはそれに対する責任は如何にか、それの点を伺ひたい。

○國務大臣(本多市郎君) 義務教育に對する機会均等の点であります。この点は今回の改正によつてより以上確保されるようになるのでございませう。地方団体の財政力の相違から、この義務教育に對するいろいろの相違があり、特に貧弱と申しますか、財政力の少いところでは、普通の規模の義務教育の行政さえできないといふやうなところが生じて参ります。これは、一にその財源が確保されておらないから、財政が豊かでないからであると思ひます。そうしたところへ今同は平衡交付金によりまして基準財政需要額を満たすまではこの平衡交付金で補填されることになるのであります。地方団体が適正に運営いたしまする限り、今までの弊害はこれによつて是正することもできると思ひます。

○藤田芳雄君 そういたしますと、只今のお話から申しますならば、そうした貧弱市町村には多くの平衡交付金が渡されるが、一休それはどこでどういふ形において保障されるのであるか。同時に法案から見ますと、その平衡交付金なるものについては内閣及び國家その他において紐付の形をしてはいけな、要するに貰つたものは貰つたものでどこで使つても勝手だ、實質的に考えればそうなつて行きますが、尙今の大臣の話は逆の方向へ行く可能性が多い、そうしたものに對しての監督と言ひますか、或いは御指導といふものは、如何なる方法で行われるのか、その点を伺ひたい。

○國務大臣(本多市郎君) 財政需要額の不足額を補填するといふことを確保するの、この平衡交付金法でありませう。この平衡交付金法は、基準財政收入額を算定し、基準財政需要額を算定いたしましたして、その差額は原則として

補填するといふのがこの平衡交付金法でありまして、その点はこの法律によつて確保されるのでございませう。但しその平衡交付金はどこまでも地方団体の一般収入になるのでございまして、從來の補給金或いは國庫補助金等のように紐付のものではないのでございませう。併しこれを若し極端に教育費の方を削つて外の方へ廻らすといふことになりませうと、御承知のように教育といふものが欠陥を生ずることになるのでありませう。この点につきましては、地方自治団体ににおきましても義務教育のごとき如何に重要な仕事であるかといふことは、十分認識しておられる筈であります。さういふことは、いふやうに公正に運営して貰えるものと考えております。それでは若し一甚だしく適正を失した場合にどうするかといふ点につきましては、地方財政法或いは地方自治法上これを監督し、又是正する方法が残つておるのでございませう。

○藤田芳雄君 只今の大臣の希望的な観測の形に現われて来るならば誠に結構だと思ひます。要するに貰つたものは貰つたものでどこで使つても勝手だ、實質的に考えればそうなつて行きますが、尙今の大臣の話は逆の方向へ行く可能性が多い、そうしたものに對しての監督と言ひますか、或いは御指導といふものは、如何なる方法で行われるのか、その点を伺ひたい。

○國務大臣(本多市郎君) 財政需要額の不足額を補填するといふことを確保するの、この平衡交付金法でありませう。この平衡交付金法は、基準財政收入額を算定し、基準財政需要額を算定いたしましたして、その差額は原則として

補填するといふのがこの平衡交付金法でありまして、その点はこの法律によつて確保されるのでございませう。但しその平衡交付金はどこまでも地方団体の一般収入になるのでございまして、從來の補給金或いは國庫補助金等のように紐付のものではないのでございませう。併しこれを若し極端に教育費の方を削つて外の方へ廻らすといふことになりませうと、御承知のように教育といふものが欠陥を生ずることになるのでありませう。この点につきましては、地方自治団体ににおきましても義務教育のごとき如何に重要な仕事であるかといふことは、十分認識しておられる筈であります。さういふことは、いふやうに公正に運営して貰えるものと考えております。それでは若し一甚だしく適正を失した場合にどうするかといふ点につきましては、地方財政法或いは地方自治法上これを監督し、又是正する方法が残つておるのでございませう。

○藤田芳雄君 只今の大臣の希望的な観測の形に現われて来るならば誠に結構だと思ひます。要するに貰つたものは貰つたものでどこで使つても勝手だ、實質的に考えればそうなつて行きますが、尙今の大臣の話は逆の方向へ行く可能性が多い、そうしたものに對しての監督と言ひますか、或いは御指導といふものは、如何なる方法で行われるのか、その点を伺ひたい。

○國務大臣(本多市郎君) 財政需要額の不足額を補填するといふことを確保するの、この平衡交付金法でありませう。この平衡交付金法は、基準財政收入額を算定し、基準財政需要額を算定いたしましたして、その差額は原則として

です。然るにそれが多いという故に拘束されることが困るといふ陳情が出ておる、その立場から見ましても、恐らくは大臣が今言われたように義務教育費が十分に取付得るという資料にはならないのであつて、むしろ逆にそれが多過ぎるから減したいという意圖の下に反対陳情が出て来ておるといふことが分るのであります。それが而も大部分なのであります。さういふことは、いふやうと、実施しない以前に明らかに義務教育費が非常に減額されるという見通しが却つてここに出て来るのです。それに對しまして、只今お聞きすれば地方自治法とか他の法律によつて是正し指導し得る面があると思ひますので、その点は一つ遺憾のないようにして頂くようにお願いしたいと思ひます。

次に先程大臣の御答弁の中に、義務教育費國庫負担法は一応保留した形にする、併し将来何らかの形においてこれを是正しなければならん、是正するときはいふやうな標準教育費法案といふやうなものを、現在計画したときにはその中で……それが出たときは義務教育費の國庫負担法を取除くやうな内容を盛り込んだものであつたといふ御説明があつたのであります。言ひ換へれば、今の地方財政平衡交付金法といふものは、標準義務教育費法といふものがあつて、それがなければ現在とては不完全なものと思はれるので、その点大臣のお考えを伺ひたい。

○國務大臣(本多市郎君) これは考え方によつていろいろと存じます。この平衡交付金法によりまして別にどこに欠陥を生ずるといふ關係はないと考えます。更に標準義務教育費法案に對

○藤田芳雄君 只今の大臣の希望的な観測の形に現われて来るならば誠に結構だと思ひます。要するに貰つたものは貰つたものでどこで使つても勝手だ、實質的に考えればそうなつて行きますが、尙今の大臣の話は逆の方向へ行く可能性が多い、そうしたものに對しての監督と言ひますか、或いは御指導といふものは、如何なる方法で行われるのか、その点を伺ひたい。

○國務大臣(本多市郎君) 財政需要額の不足額を補填するといふことを確保するの、この平衡交付金法でありませう。この平衡交付金法は、基準財政收入額を算定し、基準財政需要額を算定いたしましたして、その差額は原則として

○藤田芳雄君 只今の大臣の希望的な観測の形に現われて来るならば誠に結構だと思ひます。要するに貰つたものは貰つたものでどこで使つても勝手だ、實質的に考えればそうなつて行きますが、尙今の大臣の話は逆の方向へ行く可能性が多い、そうしたものに對しての監督と言ひますか、或いは御指導といふものは、如何なる方法で行われるのか、その点を伺ひたい。

しまして、府県市町村地方団体において相当反対がありましたという事実でございまして、これにつきましては、政府が最後の決定いたしました標準義務教育費法案は、これは地方財政の自主性と矛盾しない程度になつておるのであります。当初実はこの義務教育費に關する限り別の法律を以て全然その金額まで法律上定まつてしまふという趣旨のものになつており、これが伝わりましたために予算審議権等の關係から地方団体にも相當の心配をかけたことと存じます。(誰がしたのか)と呼ぶ者あり)これはそういうことになりまして、地方団体が心配されるのは無理なまいと思つてございまして、約地方費の半額近くを占むる義務教育費が、外の地方団体の経費とは考慮されることなく全然法律上これが決まつてしまふということになりまして、この部分に対する地方議会の審議権もなくなることにありますので、そうしたことが閣議の最後の決定前における案の中から考えられまして、それで最後の決定もないうちに心配された結果がそうした運動になつたものではないかと思つております。それでは平衡交付金法を実施する場合この標準義務教育費の法案は必ず一緒になければならぬか、こうなりますと、これは平衡交付金法によつてすべて平衡交付金の配付はするのでございまして更にその重要性に鑑みまして、より尊重されるように支出の標準を示すということをやつておいた方が、教育費の施設を確保する上においてよいのではなからうかと政府も考へていたのでございまして、その趣旨を以て司令部に承認を求

めておるのでございますが、未だ承認に至らないために提案することはできませんけれども、そういう趣旨のものでございまして、その法案がなければ平衡交付金法の実施に支障を来するという程までは考へておらないのでございます。

○藤田芳雄君 私は、先程この委員会の質問にもありましたように、義務教育費国庫負担法というものが生きておりますのに、それに対しての予算を何ら計上せず、而も予算の審議過程において予定されたものが平衡交付金法案であり、同時に標準義務教育費法案だ、それによつて当然義務教育費国庫負担法というものが廃止されて行くという前提の下にその予算が組まれたのだ。然るにそうした手續が行われないうものが生きてゐるものとするならば、それは予算を計上しないことは行政上の政府の大失点であります。形式的であらうと何であらうと、とにかく予算を計上するならば分るのでありますが、何ら計上されないのである。而もその法案が出されないということ、だからこの点、これは議論になるかも知れませんが、追及しなければならぬ問題だと思つておりますが、そうしたものが残つてゐる以上、私は平衡交付金法というものが不完全なものであると考へる。それを廃止するならば又別問題である。その廃止法案も出ておらん。結局は私は今の大臣のお話にもあるように、義務教育というものは、もと／＼國家で義務付けられたものであるから、その点國家で或る程度保障してやること、やはり國民に対する國家の義務で

ある。その意味から言つても標準義務教育費法というものができるだけ早い機会にでき得べきものだと思いますが、それに対して大臣はどうお考えになつておられるのか。いま一度お聞きしたい。

○國務大臣(本多市郎君) 標準義務教育費の法案については、閣議によつて決定して提案いたしておることでもございまして、この平衡交付金法の精神と矛盾しない範囲内におきまして教育費が尊重されるように財政制度を、法律を設けることには私も賛成でございます。

○岩間正男君 私は一点だけ伺ひたいのでありますが、先程からこのいろいろと義務教育費法の全額国庫負担の問題が出ておるのでありますが、これに対しては／＼説明がありまして、併しこれは大臣の説明を聞いておりますと、少くとも日本の教育の自治上から見て、非常にこれは違つて食違ひがある。こういうことはつきり申上げなければならぬ。私共は日常の地方教育に於ており、それから今までの日本の教育の歴史の中にタッチして来た。そういうところから申上げるのであります。例えばなぜこれは中央で予算をはつきり組まなければならぬのか。國家財政の中に教育費といふものをはつきり独立させる必要があるか。こういう点については何らこれは説明されておらない。ところが實際におきましては、これは今まで地方に委託したところが、地方の財政が非常にばらばらである。そこに水準が非常に違つて、例へば教員給のときは地方の権限が非常に強化されて、例へば市町村

を見ますというところ、これを支給する側の理事者、町村長とか、それから町会議員、村会議員、こういう人達の権限が非常に強化されておる。そして何か教員は町村で飼つて置くのだと、こういうふうなことを現に放言した町村長などもあつた。議会の議員などもあつた。そして學校を圧迫した。従つて教員の教育に対する自主権というものが非常に侵害されておる。そういうことが大きく教育を破壊した原因であり、又教育を無力にした、そして又戦争に繋がらした原因であつたのである。従つてこういう点を完全に再び戻さない。そのためにこれは日本の憲法によつてそれが規定されておる。更に又極東委員會の教育制度刷新に關する指令によるといふと、はつきりこのことがやはり規定されておる。というものは、つまり地方財政が非常にむらがある。従つてそこに地方財政を委託しておつたんでは、日本の教育の機会均等ということを確立することができない。然るに日本の教育改革において、六三制を実施したのであります。六三三制実施の一番根本的な大きな眼目は、教育の機会均等を確立するということでありまして、従つてそれを確立するためには飽くまでもこれは國家財政の中に教育費といふものをはつきり取り、そして最低限度のものを確立する。こういうところにあつたのであります。然るに今度の吉田内閣の探りまゝ、採つておる方法は、我々の見るところによると、これはドッジ・ラインによるところの教育政策の変更であることをはつきり認めます。又シャープ勸告によるところの行政面のこういう点について方向がはつきりして来てい

る。こういうふうに見えるのであります。従つて／＼な先程から大臣の説明があつたにも拘らず、これは実施して見れば分るのであります。こういうふうなやり方でやつたならば、恐らく教育はば／＼になり、そして教育の裏付であるところの予算の確保ということではできないために、そこから教育の破壊といふものが大きく導かれるといふことは大きく断言することができると思ひます。これは今日から断言することができ。若しそういう事態が起つた場合に、政府はどういうふうな処置しようとするか。この責任をどう負わんとするのであるか。この点について今日私ははつきり大臣の見解を質して置くことが重要であると思ひますので、この点について伺ひます。

○國務大臣(本多市郎君) この義務教育を中央集權的にやる方が適當か否かということにつきましては、私共はよりの教育のことは中央集權的にやるよりも、今日の地方団体に相當の財源を與へまして、この地方団体にやらせる方が適當であると思ひます。問題は今日の市町村といふものに対する信頼の問題であると思ひますけれども、今回のこの財政制度の改革によりまして、今日まで自治制を阻害しておりました財政的な事情も相當これで緩和されて参りますので、それによりまして地方自治体は十分に今日の義務教育といふものを担当して行くだけの能力があるものと思ひますのでござい

ます。

○岩間正男君 先程は希望の観測といふことが述べられておりますが、希望の観測ではしうがない。私共は我が

國の

日本の教育の歴史の中に立ち、過去に陥つたものを再び繰返さないということを決意しておる。それに対して財政的の裏付けをどうするかという点とが、一番重要な問題になつておるのがある。そこで私はこういう議論をしてゐる。ところが本多國務大臣は一体どういふ観点から、例えば私が挙げたような地方財政がばら／＼で、そして地方に財政を譲つたために、地方の教育が非常にボスによつて左右される、こういうものを今度の法案でどのように一体救済すると思はれるか。

この点が何ら説明されないということは、私は今の説明に承服することはできない。少くとも我々は歴史的な過去何十年の間に陥つたものを、自分の体験で見ても、血の出るような体験をして自分で擲んで来ておる。従つてそういう方法では絶対に駄目だということが断言できると思ひます。ところが今言つたような説明で、私はその説明の中にそういうことが説明されておるものがあると思ふ。アメリカの教育の方法はそういうこととは違ひます。

地方の財政に移して、地方自主性をやるということをお話になるが、アメリカの地方財政と、同じだという前提に立てば、そういうことはできますか。もう知れませんが、まるで違ひます。もう向うは長い歴史があり、従つて積み重ねられておる。ところが日本の地方財政はが／＼である。が／＼になつておる。今言つたよう理想論を植えて、地方に分権する。こういうことではこれはできないことはつきりしております。

それからもう一つ問題になつておる

のは、教育の財政をどこから負担するかということ、地方教育の内容と分権を混同されておると思ひますが、こういう点をもう一点伺ひます。

○國務大臣(本多市郎君) これは丁度御心配になつておることを今度の改革によつて改善されるということを私共は思つております。地方財政がばらばらになつておるというその御趣旨は、恐らく地方財政はその市町村によつて貧富の懸隔が多かつた、そのために施設ができなかつた、そのためにそういうことができなかったという意味が、今回はこの平衡交付金法によつて標準規模の行政にすだけの裏付けになりますから、これによつて教育の面においても、標準規模の施設は財源の裏付けがありますので、ばら／＼であつたというやうな、非常に貧富による差別が多かつた、その結果は貧弱町村は最低限度のことさえできなかったというやうな問題がこれによつて解決されるのでございませう。

○岩間正男君 もう議論になりますから、これは幾らやつてもしょうがありませんから、ただ私はとにかくそういう事態が、今説明されたやうな事はつきりしておると思ひます。従つてそういうやうな事態が起つた場合に政府はどのような態度をとるか、又その責任をどうするかというのを聞いておるのですから、この二点について端的にお答え願ひたい。

○國務大臣(本多市郎君) これは従来心配された弊害が是正されるという確信のある制度でございませうので、ど

ういふことでございませうか、今お話のやうなことは今までは仮にあつたとしてもそういうものが起らないという確信のある案でございませう。

○堀越儀郎君 関連して一点だけ……先程藤田委員の質問に対して大臣が答へられましたことについてもう一応念を押して置きます。それは標準教育費の問題が生まれたときに各地方団体から非常に反対の声が起つたのであります。ところが大臣のお考えによるとこれは最後の閣議決定を見ない前の事情によつて反対運動を起した、いわば誤解に基くものであり、本當の真意を悟つておらないものである。結局あの地方自治団体の反対というものはいわれなきものであると、こういうやうに我々は感ずるのであります。ところが地方自治団体の反対意見というものは相當の輿論を構成しておると思ふのであります。そうするといふと、この輿論というものは誤まれる観点から、誤まれる立脚点から出てるものと我々は思ふのであります。これに対して一応地方自治庁の責任者である大臣と文部省の責任者の方に御答弁を願ひたいのであります。誤れる輿論の是正運動、啓蒙運動といふものをされたのであるか、或いは今後されるつもりであるか。その点文部省と地方自治庁の両方から承つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 全く誤まつた輿論といふものはそれが次々に國民を誤まつた考えに陥れるのであります。今日地方税法等につきましても、誤まつた考えからこれに對して非難を浴びせるやうな輿論の多いことを政府といたしましては遺憾に思つております。この地方団体が標準義務教育費法

案に對しての反対運動にいたしましても、政府が最後的に案を決定いたしましたものについては尚且つ反対するといふことは政府としては遺憾に思ひますけれども、地方自治団体の方々が自主的にこれは考えでやられることでありまして、丁度今日の政府案である地方税法に反対することもこれは政府としては残念に思ひますけれども、如何とも仕方ないことと思ひます。

○堀越儀郎君 甚だ残念に思ふ、遺憾に思ふておられますが、地方自治法の土から考えてそれに対して適當なる措置をおとりになるのがいいのじやないかと私は思ふのであります。特に希望を申し上げたいと思ひます。それから文部省としてはこれに非常に重要な関連があるのであります。地方自治庁の方では遺憾に思ふ、残念に思ふとはおつしやつておられますが、積極的な措置をおとりになるやうでありませぬが、文部省としてはどうされるつもりであるかお伺ひたいして置きたいと思ひます。

○政府委員(稻田清助君) 政府においては輿論指導という点につきましては、これはまあ語弊がありまして申しにくいのであります。義務教育の水準を維持するの必要であるという点につきまして一般の方々が十分に御理解願ひように我々といひましては今後とも念願しております。

○河野正夫君 関連してちよつと……今の堀越委員の問題とされた点は本多國務大臣御承知ないかどうか知りませんが、その誤まれる輿論構成の元兇があなたのお膝下におるといふ噂が専らである。そうして若し証拠を提示せよといふのなら出せる。ですか

らむしるこの際自治庁の名譽のためにもこれはむしるその誤まれる輿論なることを自治庁が率先して啓蒙する必要があるはせんかと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 実はこれは最終的決定前の話を申上げて如何かと存じますが、打ち明けてお話を申上げますと、政府が最後的に決定いたしました、修正して決定したのであります。その前に出て参りました原案につきましては私も反対でありました。地方自治庁の、勿論私の部下もこれに對しては地方自治制擁護の立場から何とかしてこれを修正しなければならんといふので、そういう意見も示したと存じます。併し閣議で平衡交付金法、又地方財政の自主性というものと調整をいたしまして最後の決定いたしました案につきましては地方自治庁一人もこれに反対しておる者はないのであります。それが誤りな伝へられておりますことは不徳のいたすこととてございませうので、今後十分戒めましてさやうなことをないにいたしたいと思ひます。

○河野正夫君 さやうな陳謝の辭があつたので私もこれ以上追及いたしませんけれども、併し閣議決定以前に、如何なる決定の線が出るかも分らないときになる、それも政府内部における或る試案が出たのに対して直ちにこれを外部に流して反対行動をとらせるやうな、これは一種の政治運動であります。国家公務員がかくのごとき政治運動をしていいかどうかというところは重要な問題である。だから今後かくのごとき国家公務員の埒を越え、而も国会でそれ／＼のい／＼な希望意見も各党派共に殆んど標準義務教育費法につ

いては持つてゐる。民主自由党と称せられた当時においても常議において或る程度まで線が出ておつた。我々も又考えておつた。そういうものについて一官僚がこれに対して、つまり国会の議員団の意思に反するようなことを政治行動するといふようなことは厳に戒めて貰ひたい。

○国務大臣(本多市郎君) 御趣旨は十分了承いたしました。あの場合は、実は私の地方自治庁には地方自治委員会といふものがございまして、そこではすべて法案を審議して貰ふことになつております。自治委員会設置法のこれは使命でございまして、地方団体に關係のあるものはそこに付議しなければならぬ。そこは今回の財政委員会と同じように地方団体の代表的な立場の人を以て構成しておりますので、そこに出しました資料、或いはその意見がそれ／＼の市町村長の組織する団体、そういうふうなものを通じてそういうふうになつたことと存じます。又一面私の立場から申しますと、文部省が閣議に提出するまで、最後の決定になるまでやはり同じ立場にあつたと思ふのでございまして、全国の教職員組合、教育委員会等の人達が相当自治庁の部下に対しても圧力的な運動もあつたのでございまして、こうしたことはお話の通り今後は相共に戒めて行きたいと存じます。

○岩木哲夫君 ちよつと一言……。私は今本多国務大臣のお話に承服できない一点をこの際明確に指摘して置きたいと思ふ。本多国務大臣は地方税法において国民が誤まつた考えを持つておると言われてゐる。これは由々しき言葉でありまして、我々の観点により

ますれば、今回政府が出された地方税法はその起案、基礎とされる資料提供上に対しまして重大なる疑義、欠陥があるものであります。ややともいたしますればこういう陳腐な、又測定、積算の基礎を誤まつた資料を土台としてシャウブ勅告団に提供してこれが立案されたといふことに第一の大きな問題があると思ふのであります。第二は政府は現下の日本の経済状態といふものをどういふ考え方を持つてこの地方税法の増税という観点に結び付けておるのか。現下の日本の経済状態は尙占領管理下にあつて本当の自由といふものは許されておらない。本当の自由貿易も、自由企業も許されておらない。殊に膨大なる二十四年度、二十五年度の債務償還をして、金融を政府は統制をして、政府の意図する企業にのみより融資しないといふことが大体の主因になつて今日のデフレなり、今日の経済状態なり、現下の日本の自立経済の構想といふものは今後に残されておるのではありません。そういう日本の現下の経済状態の真相に対する把握、或いは観点といふものにも相当疑義があるにも拘わらず、今回国税を減税すると言つておりますが、国税の減税ではないのです。これは減収なんです。であるから先月末において尙一十億の滞納があるごとく……。国税が減税だと称して地方税を増収するといふところに、而も経済客体の基礎的な観点に大きな誤りがあるのみならず、こうした誤まりがあればこそ吉田総理はマッカーサー元帥に一年間のこの法律の延期方を懇請したではないか、のみならず與党である自由党が膨大なる修正案を司令部に要求したではないか、これは即ち

本法案に対する欠陥があることの証左でありまして、殊に全国民が非常なる反対運動をして非常なる悲痛な反対の声を挙げておるときにこれらを主宰する本多国務大臣がこれが考え違ひであるといふことの一言で始末されるといふことは私は大きな間違ひでありまして、これは議論になるかも知れませんが、この際我々の考え方を一言申し上げて置きます。(同感だ)「取消しを要求」と呼ぶ者あり。

○国務大臣(本多市郎君) 政府は確信を持つて提案をしてゐるのであります。只今お話のありました減税にならんとする見方でございますが、これは誤りであると思ひます。政府は国税において昨年度の当初予算に比較して九百億の減税、この減税は不景氣のための自然減収である、こういうふうには言われるのでありますが、さうではないのでございまして、それ／＼税率、基礎控除等の引下げによりましての減税が自然課税標減の減少に伴う減があるとするれば、この上に更に生ずるわけでございます。地方税においては四百億増税になると考えておりますが、差引まして、五百億の当初予算で比較すると減税になると確信を持つておるのでございまして、更に今回のこの地方税制その他これに関する財政制度の改革は地方自治のこれは強化であり、発達の基盤になるものであるといふ確信を持つております。又今日までの地方税の非常な不均衡をこれで是正できると確信いたしておりますので、それと違つた見解は、政府の立場からは、誠に我々の努力の足らない結果理解して頂けんことを残念に考えております。

○委員長(岡本愛祐君) この程度で地方行政、大蔵、文部連合委員会を閉じたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それではこれで散会をいたします。

午後零時三十二分散会
出席者は左の通り。

地方行政委員
委員長 岡本 愛祐君
理事 吉川末次郎君
堀 末治君
岩木 哲夫君
委員 三木 治朗君
黒川 武雄君
山田 佐一君
林屋龜次郎君
木内キヤウ君
西郷吉之助君
柏木 庫治君
鈴木 直人君
米倉 龍也君
大蔵委員
委員長 木内 四郎君
理事 黒田 英雄君
伊藤 保平君
九鬼紋十郎君
委員 玉屋 喜章君
西川甚五郎君
平沼彌太郎君
油井賢太郎君
小宮山常吉君
高橋龍太郎君

文部委員
委員長 山本 勇造君
理事 若木 勝藏君
藤田 芳雄君
委員 河崎 ナツ君
河野 正夫君
岡崎 眞一君
梅原 眞隆君
堀越 儀郎君
三島 通陽君
岩間 正男君
国務大臣 高瀬莊太郎君
文部大臣 本多 市郎君
通商産業大臣
政府委員 小野 哲君
地方自治 荻田 保君
地方自治 長 稲田 清助君
文部事務官 初等中等 教育局長